

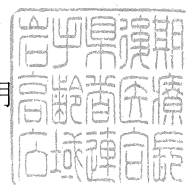
岩手県後期高齢者医療広域連合告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条第2項及び岩手県後期高齢者医療広域連合長の職務代理者を定める規則（平成19年2月1日規則第3号）の規定により、令和5年9月2日から岩手県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月22日岩手県指令市町村第887号）第12条第1項の規定に基づく広域連合長選挙の当選人が定まるまでの間、岩手県後期高齢者医療広域連合事務局長 吉田一彦が岩手県後期高齢者医療広域連合長の職務を代理する。

なお、岩手県後期高齢者医療広域連合長職務代理者の表示の形式は次のとおりである。

令和5年8月28日

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷 藤 裕 明



表示の形式 岩手県後期高齢者医療広域連合長職務代理者
岩手県後期高齢者医療広域連合事務局長 吉田 一彦

岩手県後期高齢者医療広域連合告示第15号

令和5年9月2日から岩手県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月22日岩手県指令市町村第887号）第12条第1項の規定に基づく広域連合長選挙の当選人が定まるまでの間、岩手県後期高齢者医療広域連合の公文書等の中に「岩手県後期高齢者医療広域連合長」とあるのは「岩手県後期高齢者医療広域連合長職務代理者」と、「岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷藤 裕明」とあるのは「岩手県後期高齢者医療広域連合長職務代理者 岩手県後期高齢者医療広域連合事務局長 吉田 一彦」と読み替える。

令和5年8月28日

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷 藤 裕 明

